

広島県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十二年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道呉環状線	呉市郷原町字ワラヒノ山二五二一番一五地先から 呉市郷原町東遅越五九五番三地先まで	平成二十二年四月二十六日